

会 議 録

1 会議名

平成 22 年度 第 2 回岱明地域協議会

2 開催日時

平成 22 年 7 月 13 日（火） 午後 1 時 30 分から

3 開催場所

岱明総合支所 2 階 第 2 会議室

4 出席者

委 員：平野光雄、灰本明子、木村勝、前田弘幸、田上一、吉村美智子、森川益美、
倉野尾誠至、檜原宏海、井敦宏、正木富子、積勝昭、小山玲子、松井絹代、
糸永歌代子

事務局：原口総合支所長、神谷総務振興課長、池本総務振興課主幹、池内総務振興
課主事

主管課：城都市計画課長補佐、西原都市計画課係長、山下都市計画課技師、松本農
林水産政策課長、中尾農林水産政策課係長、杉本農林水産政策課主任、吉
田地域振興課長補佐、浦野地域振興課主任

まちづくり委員会：（高道校区）平野利和事務局長、（大野校区）洲崎勝委員長、（睦
合校区）野口正次副委員長、中原早人副委員長、（鍋校区）才藤浩輔委員長、
松井忠良事務局長

欠席者

委 員：なし

5 会議内容

（1）玉名 21 の星事業助成金交付申請について（諮問）

- 1 高道校区まちづくり委員会
- 2 大野校区まちづくり委員会
- 3 睦合校区まちづくり委員会
- 4 鍋校区まちづくり委員会

（2）玉名市岱明磯の里の指定管理者による管理について（諮問）

（3）玉名市都市計画区域の見直しについて（報告）

（4）その他

6 議事の概略・協議結果

（1）玉名 21 の星事業助成金交付申請について・・・4 校区の玉名 21 の星事業助成金交
付申請について説明後、質疑応答

- (2) 玉名市岱明磯の里の指定管理者による管理について・・・玉名市岱明磯の里の指定管理者による管理について説明後、質疑応答
 - (3) 玉名市都市計画区域の見直しについて・・・玉名市都市計画区域の見直しについて説明後、質疑応答
 - (4) その他・・・玉名市岱明町公民館の建て替えについての建議
- 7 会議資料
- (1) 会議次第
 - (2) 玉名 21 の星事業助成金交付申請について（諮問）
 - (3) まちづくり活動計画書（睦合、大野、高道、鍋校区）
 - (4) 玉名 21 の星事業（概要版）
 - (5) 玉名市岱明磯の里の指定管理者による管理について（諮問）
 - (6) 玉名市都市計画区域の見直し案
- 8 傍聴人の数
- 0人
- 9 非公開の理由
-
- 10 会議録の種類
- 要点記録
- 11 発言の内容
- (会長)
- それでは、早速議題に移ります。第 1 番目、玉名 21 の星事業の助成申請について、市長から諮問がありましたので、これに入っていきたいと思います。
- (委員)
- 名前を言ったほうがいいですか。
- (事務局)
- はい、お願いします。
- (委員)
- 各校区のまちづくりの委員さんが来られる前に主管課にお尋ねします。決して異議を挿むものではありませんが、まちづくり委員会で作った物を販売し、その売り上げを自己資金として使われています。私もこれはいいなと思っています。ところがこの資料の 1 ページ目の事業内容の下に、区民の利益に繋がると考えられる活動であり、かつ非営利の活動としてあります。まちづくりでの販売というのはこの非営利活動という点で問題ではないのですか。
- (地域振興課)
- 非営利についてですが、今 NPO という団体組織があります。この NPO 団体というのが非営利組織になります。この非営利が意味するところは、販売行為をしてはいけない

という事ではありません。出た利益を株式会社のように分配するのではなく、次の活動にあてていただくといった場合は非営利活動ということになります。この21の星事業における非営利についても同じ意味合いがあって、竹炭を売ったり油を売ったり、そういったことで出た収益を委員会の人に分配するというのではなく、次の活動の自己資金として活用していただくという事でお願いしていますので問題ないと考えます。

(会長)

よろしいですか。

(委員)

はい、結構です。

(会長)

それでは高道校区まちづくり委員会に説明をお願いします。

(高道校区まちづくり委員会)

【高道校区まちづくり活動計画書について、資料に沿って説明】

(会長)

どうもありがとうございました。今の高道校区の案について何かご質問、質疑等ありますか。

(委員)

なかなか良いプランです。成功を祈っています。こういう事は計画が大変です。頑張ってください。

(高道校区まちづくり委員会)

ありがとうございます。

(会長)

他にありませんか。ないようでしたら高道校区まちづくり活動計画書は案のとおりでよろしいですか。

【一同はいの声】

(会長)

どうもありがとうございました。次は、大野校区まちづくり委員会をお願いします。

(大野校区まちづくり委員会)

【大野校区まちづくり活動計画書について、資料に沿って説明】

(会長)

どうもありがとうございました。今の大野校区の案について何かご質問、質疑等ありますか。ないようでしたら大野校区まちづくり活動計画書は案のとおりでよろしいですか。

【一同はいの声】

(会長)

どうもありがとうございました。次は、睦合校区まちづくり委員会をお願いします。

(睦合校区まちづくり委員会)

【睦合校区まちづくり活動計画書について、資料に沿って説明】

(会長)

どうもありがとうございました。今の睦合校区の案について何かご質問、質疑等ありますか。ないようでしたら睦合校区まちづくり活動計画書は案のとおりでよろしいですか。

【一同はいの声】

(会長)

どうもありがとうございました。次は、鍋校区まちづくり委員会をお願いします。

(鍋校区まちづくり委員会)

【鍋校区まちづくり活動計画書について、資料に沿って説明】

(会長)

どうもありがとうございました。今の鍋校区の案について何かご質問、質疑等ありますか。ないようでしたら鍋校区まちづくり活動計画書は案のとおりでよろしいですか。

【一同はいの声】

(会長)

どうもありがとうございました。玉名 21 の星事業助成金の申請については、原案のとおりで承認したいと思います。それでは議題 2 の玉名市岱明磯の里の指定管理者による管理について説明をお願いします。

(農林水産政策課)

【玉名市岱明磯の里の指定管理者による管理について、資料に沿って説明】

(会長)

どうもありがとうございました。何かご意見はありますか。

(委員)

今の指定管理者の団体の名前と住所地、それと一年間の営業日数を教えてください。それから、平成 21、22 年度の基準価格の金額を教えてください。

(農林水産政策課)

団体の名前は株式会社三勢です。熊本市帯山に事業所があります。平成 22 年度から長洲のほうに営業所を構えられました。指定期間は、平成 20 年、21 年、22 年の三年間です。基準価格は、384 万 3 千円で 3 年間同じです。営業日数は、平成 20 年、21 年それぞれ月の営業日数合計が 308 日です。だいたい毎週火曜日が定休日、年末年始が休みです。

(委員)

できれば玉名市にある団体を選んでもらいたいと思います。

(農林水産政策課)

市としては、公募をしています。

(委員)

玉名の団体から手が挙がらないとどうしようもないですね。

(農林水産政策課)

前回公募したとき最終的に決定したのは三勢と東京に事務所のある団体と、玉名市に事務所のある団体の三社で選定の結果、三勢に決定しました。

(委員)

また今度、今の指定管理者は応募しそうですか。

(農林水産政策課)

潮湯も三勢がやっていますので、応募しないということはあまり考えられないと思います。

(委員)

潮湯は社会福祉協議会ではなかったのですか。

(農林水産政策課)

今年から三勢が指定管理者です。

(委員)

私たちとしては、税金はなるべく少ないほうがいいのだけれども、280万円では応募する団体はきそうですか。

(農林水産政策課)

なかなか難しいと思います。応募がない場合は金額を変更していきたいと思います。

(委員)

もう一つ質問ですが、指定管理者の公募に団体が名乗りをあげた時に市長、副市長、市議会議員の関係者は駄目ですか。

(農林水産政策課)

前回そうだったんですけど、シルバー人材センターのトップが副市長になっています。もし仮に、シルバー人材センターが出た場合副市長を選定委員から外すということになります。つまり、関係者は選定委員に入れないということになっています。

(会長)

その他何かありますか。

(委員)

磯の里は三年前から三勢が指定管理者をしているのですか。

(農林水産政策課)

はい。

(委員)

潮湯は去年からですか。

(農林水産政策課)

今年からです。

(委員)

営業時間も指定管理者が決めているのですか。

(事務局)

公の施設には設置条例というのがあり、場所や営業時間、定休日などを明確に決定しておかなければいけません。その決定に従って指定管理者は営業をしているのです。例外的なものとして、玉名市全体の祭りなどの場合は市長の許可をもらって、公的施設の営業時間を延長する場合がありますけども、営業時間等については条例で決めていますのでそれに基づいてやってもらいます。

(地域振興課)

以前商工観光課に在籍していたときに、市営の大衆浴場の玉の湯を担当していたのですが、設置条例で営業時間は決まっていますが、指定管理者が市長の許可をとれば延長することは可能です。ただ、採算の問題が出てきますので、指定管理者としても検討されたうえでということになります。

(委員)

磯の里内に農産物など出してありますが、生産者が何パーセントか払って出しています。それから、潮湯では入浴料を取ります。それらの売り上げも、三勢のほうにいくのですか。どういう仕組みになっていますか。

(農林水産政策課)

磯の里において販売する場合は売り上げ額の 30 パーセントから 35 パーセントを払う決まりがあります。玉名市内に住所を有する者と玉名市外に住所を有する者は違います。玉名市内に住所を有する者が生け簀を使用した場合は 20 パーセント、しなかった場合 15 パーセントと違います。また、市外に住所を有する個人で生け簀を利用した場合は 30 パーセント、また、利用しないと 20 パーセントになります。市外に事業所や団体を有する場合、35 パーセントを払っていただくようになります。これは三勢の収入となります。

(委員)

その他に、台風などで建物が壊れた場合はどうなりますか。

(農林水産政策課)

軽微な補修は指定期間であれば三勢のほうで修理します。大規模な修理であれば市で修理を行います。それについては契約書に記載してあります。

(委員)

磯の里へよく遊びに行きますが、なかなか活性化されていないので、活性化してほしいと思います。給与面ですが、今まで従業員の方は、だいたい年収が 180 万円くらいだったのですが、それも下げてもいいのですか。

(農林水産政策課)

指定管理者に一任しています。

(地域振興課)

先ほどの開館時間の話がありましたけれども、公の施設は個々に設置条例がありますので、その設置条例の中で、指定管理者で変更することができるという内容があれば可能ということでした。全ての施設が出来るということではなくて、個々の条例の中で開館時間や休館日を指定管理者と市長とで協議して変更することができます。ちなみに磯の里ですと、設置条例で開館時間を午前 9 時から午後 6 時までと決めてありますけれども前項の規定に係らず開館時間を変更することができますとあります。

(会長)

ただいまの件については、ご了解をいただきましたでしょうか。

【一同はいの声】

(会長)

それでは岱明磯の里指定管理者の諮問につきましてはこれで終わりたいと思います。それでは、議題 3 の玉名市都市計画区域の見直し案について説明をお願いします。

(都市計画課)

【玉名市都市計画区域の見直し案について、資料に沿って説明】

(会長)

どうもありがとうございました。この件について何かご質問ありますか。

(委員)

都市計画区域になったら、そこに住んでいる地域住民はどうゆうメリットがあるのか、デメリットがあるのか教えていただけませんか。

(都市計画課)

岱明町はすでに都市計画区域に指定されています。都市計画区域に指定されますと都市計画法、建築基準法や開発許可制度の義務が発生し、それに応じた手続きが必要となってきます。まず個人の方が家を建てようとする際には建築確認申請というものが必要になってきて、その中でたとえば建物は 4m 以上の道路に接していなければならないという接道義務や、建ぺい率、容積率等の制限があります。開発許可制度ですが、こちらは一般の人にはあまり関係がないことですが、たとえば大型のショッピングセンターの開発を行う場合、都市計画区域外だと一万平米までは何も規制なしに建てられますが、都市計画区域を指定することによって、その用件が三千平米になります。これにより、より小さい開発の網にも良好な規制をかけることができます。このように、都市計画区域になるといろいろな制限がある反面、都市計画事業として幹線道路や公園などの施設を整備できるとか、土地利用や建築物の規制をすることにより良好な住環境が生まれます。まず、一番の指定効果としましては、道路の法令です。都市計画事業として基盤整備することができます。建築確認と密接な関係があることになりませんが、幅が 4m ない道路の場合は 4m を見越した状態で家を建てていただくことになります。結果的に狭い道路が広がってきて、消防車や救急車などの緊急車両が自由に通行できるような町並みが形成されていくことになります。開発許可制度に関することで無秩序な開発を抑制し、良

好な住環境や営農、営林、漁業環境の保全を図ることが可能となります。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

ただいまのご報告についてよろしいでしょうか。なければこの件については終わりたいと思います。どうもありがとうございました。最後のその他について何かありますか。

(委員)

二点ありまして、まず一点。今月の5日に新庁舎建設検討委員会を傍聴に行きました。1時から開まるところを12時40分位に着きましたのでまだ検討建設委員会の委員さんが半分くらいしか来ていなくて、後から来た委員さんに事務局が封筒を渡して印鑑をもらっていました。これは、報酬が出たんだと思います。この地域協議会を考えてみますと、全くの報酬無しとなっております。市長が委嘱した委員の会議で報酬が出ないというのは少ないと思います。たぶん地域協議会だけじゃないかなと思います。他の委員会は費用弁償、あるいは日当があります。私は公募委員ですから報酬はないということを知って公募しました。しかし、各団体から一人ずつ割り当てで来られる方もいらっしゃいます。報酬をくれと言っているわけではないのですが、同じ市長が委嘱状を渡した委員会の委員で、片方は無報酬、片方は日当が出ているという線引きですが、どこで線を引いてこの地域協議会は無報酬でなっているのかという事を聞かせていただきたいと思っています。

(事務局)

考えられる範囲でお答えします。これは、地域協議会の条例だと思います。合併時に他市町の合併推進事例を確認して、無報酬ということになっていたと思います。たとえば検討委員会や審議会などについては、知識の提供といったところで報酬等が出ていると思います。地域協議会については地域づくりのための事務所です。地域のみなさんと一緒にまちづくりをするという事で、ほとんどの所が無報酬ということになっています。

(委員)

広報には、報酬の有無は、自主的主体的な参加を期待するものであるため報酬はありませんと書いてあります。私はこれを見て公募しました。無報酬というのは承知して公募しました。私は第一回の時も公募して委員になり、そのときに貰った書類には、地方自治法に地域協議会の設置及び構成員のところ、第202条の5項で地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができると書いてありました。ということは、この文言をそのまま受ければ、報酬は普通支給するんだけど、支給しないことが出来るという意味にとれるわけです。これが、地域協議会の構成員には報酬を支給することが出来るという文言なら、大体無報酬だけど報酬を払ってもいいと取れるのですが、これは、報酬を支給しない事とすることが出来ると書いてあるのだから、普通報酬は出るんだけど、報酬を出さないこともできますよという文言に理解させてもらいます。

(地域振興課)

地方自治法ではいろんな委員会や委員に報酬を支払うという条文があったと思います。地域協議会の委員については主体的な参加を期待する、基本的には報酬を支払わないというところで、総務省のほうから通達があったと思います。それに基づいて地方自治法で、しないこととすることができるという条文がありまして、それに基づいて玉名市においても主体的参加を期待して無報酬でいきたいと思いますということです。

(委員)

支給しないようにするべきというようなことは文言からしたらおかしいじゃないですか。

(地域振興課)

それを言えば、できるということにも捉えられます。

(委員)

自主的、主体的でということならいいです。それを広報で言ってください。以上要望です。

(地域振興課)

確認したいと思います。

(委員)

ただ自主的、主体的にだけで片付けられるのはどうかと思います。我々の納得する理由づけがほしいのです。それともう一点ですが、合併するとき中央公民館が古いので文化センターを造るというのが岱明町の最優先課題であったはずですが、しかし、結果的に岱明中学校の体育館が地震に耐えられない構造という問題がでてきたので、中央公民館はボロのままです。やっぱり、これは岱明町の文化の拠点として中央公民館の建て替えというのは地域協議会で要望していくものではないかと思います。いつ建て替えをするようになっているのですか。

(事務局)

平成17年の合併時に老朽化した公民館と図書館を複合施設として建設しようという方向で、議員や公共的団体の方、公募委員の人達でワークショップを開きました。その中で、平成17年度中に基本計画と実施設計まで作り上げてしまおうということで進めていました。今は基本計画のところまで出来ている状況です。この前の3月の議会の質問の中で公民館の進捗状況はどうなっているのかという話がありました。そのときの答弁については、新市建設計画の中で、平成17・18・19年で岱明の文化センターの建設計画、岱明中学校の体育館が平成25年に予定されておりました。ところが岱明中学校の体育館の耐震調査をやったところ早急に対応しないと危ない状況だということで、前倒しで岱明中学校の体育館を作り、建設計画を入れ替えたということです。このことを要望する、しないは委員さんたちの中で決めてもらう話ですが、行政の立場で言わせてもらうならば、新庁舎建設があと何年かできます。出来上がったときに総合支所の建物も

組織も改革されますし、総合支所の配置換えがあると予想されます。今2階に企業局、3階に教育委員会が入っていますが、1,2,3階が空くという状況も考えられます。ふれあい健康センター、総合支所の跡地利用、また公民館の建て替えをどうするかということも含めて、生涯学習施設の建設については皆さん方の意見を聞きながら話を進めていくことだろうと思います。

(委員)

今の事務局の話は行政の立場だと思います。我々はそのままで考える必要はないと思います。少なくとも岱明地域協議会は岱明の住民の要望を市に届けることも大きな柱の一つだと思います。あんな雨漏りのするような中央公民館じゃなくて、やはり岱明町の住民は建て替えを希望しているということをこの地域協議会で取りまとめて会長名で市に要望すれば、あとは新庁舎の関係で総合支所をどうするかというのは行政が考えることであって、我々はそのままで考えることはないと思います。

(事務局)

経緯と現状について話ただけです。もちろん私も個人的には岱明出身ですから欲しい施設です。

(委員)

私は地域協議会で皆さんの意見を聞かないといけないけど、やはり建て替えということ行政に要望するのはいいと思います。

(会長)

事務局の話からすると中央公民館だけじゃなくて総合的に見直しをしてやっているわけでしょう。

(事務局)

見直しをやっているというより、行政のいろんな他の話し合いは別にして、いいと思います。

(委員)

我々は、そのままで専門的なことを考える必要はないと思います。我々は中央公民館を建て替えてほしいか、建て替えなくていいのか、岱明地域協議会で建て替えてくださいという要望書を出せば、市がなんとか返答してくれると思います。財政がどうのこうのは、我々が考えることではないと思います。私は、この協議会で中央公民館を建て替えてほしいと会長の名で要望してもらいたいと思います。皆さんの意見はどうでしょうか。

(委員)

昨年も地域協議会で役員をしていました。昨年の会議のときに中央公民館のことを質問したのですが、単なる平成25年の岱明中学校の工事との入れ替えで、建て替えはできませんということだったので、改めて取り上げて言うようなことでもないと思ったのでそのままにしていたのですが、今聞いてみると少し違うなと思いました。

(事務局)

ただ、そういうことも考えなくてはいけないなと思い話しました。

(委員)

要望したら市から正式な文書が会長のところにそのうち届くでしょうから、建て替えの要望を皆さんしましょう。

(会長)

それでは、協議会として要望を出しましょうという方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

(会長)

では、全員一致で要望したいと思います。

(委員)

この地域協議会は、岱明町住民の代表委員会という位置づけです。行政からのいろいろな諮問を受ける、住民の要望を市のほうに届けるということが大きな二つの柱となっています。ですから、住民の代表と位置づけられるこの地域協議会から、建て替えてくれという要望を、もっと強く市のほうに届けることが大事だと思います。

(会長)

それでは事務局のほうと打ち合わせをしながら進めて行きたいと思います。この件についてはよろしいですか。その他には何かありますか。

(委員)

21の星事業について質問があります。初めのほうに各校区のテーマと事業内容が書いてあるのですが、玉名市の多くが進行中であるとか、どういうことをしましたと書いてあるのに、鍋の方が事業は終了しましたとおっしゃいました。ところが、岱明の多くや他の多くは今から行う事業内容を説明されているのに、どうしてかと思いました。

(委員)

鍋校区のまちづくりをしていますけども、あれは冊子を作る事業が終了したということで、全体の事業が終了したということではありません。

(委員)

一年目は計画で、次の三年目は事業で、次は活動ですよね。いちおう四年は終了したわけだから進行中であっても賑わいをみせていますとか、どういうことをやっていますとかなどを書いてあるところと、今から取り掛かることを書いてあるところがあるので、どうしてなのかと思いました。

(委員)

助成金を頂いて、引き続き事業を行っていくと言っているわけです。

(地域振興課)

この事業については先ほど説明がありましたとおり、まちづくり活動とは三年間を継続する活動もできますし、新たに取り組む活動もできるので、そのあたりの書き方もある

のかと思いますが、中には完了している事業も載っていますので、取組んでない事業もあるかと思いますが。

(委員)

もう一点は、三年間の事業の収支決算の内容が別紙としてありますが、頂いた資料にはありませんでした。

(地域振興課)

実績報告書はあまりにも細かいので省略して事業毎の金額だけを記載してお配りしています。

(委員)

他にありませんか。

(地域振興課)

今日は、地域振興課で所管しております路線バスの現状のお話をさせていただきたいと思います。現在玉名市では、平成 23 年春に九州新幹線の全線開通および新玉名駅の開業に向けて、新玉名駅へのバスの乗り入れを含め、市内全体のバス路線の再編の検討を産交バスと行っています。地域の公共交通としての重要な役割を担う路線バスですが、自家用車の普及に伴いバス利用の著しい減少、それによりバスの利便性が低下し、市内を走っている路線バスがほとんど赤字で運行しております。市では路線バスの運行を維持するために平成 22 年度の予算に、約 5,000 万円の運行補助金を計上しています。内訳は、玉名市持ち出しが約 4,000 万、国・県の補助が合わせて約 1,000 万です。さらに今後新玉名駅へバスを乗り入れるので、バスの走行距離が長くなります。当然、その分運行補助金も増加するわけです。ただ、市としてはいたずらな補助金の増額は将来的に難しい、ずっと増額し続けるのは不可能なことです。今ちょうど路線の再編を検討しております。基本方針としまして、玉名市内外から新玉名駅にアクセスを可能にすることが一つ、利用者に分かりやすくすることが二つ目です。三つ目に玉名市を含め、関係自治体の負担が出来るだけ増えないようにする。この三点を念頭に置き路線の再編を検討しているところです。岱明自治区内を走る路線バスは三路線あります。一つは玉名駅から玉名中町、滑石小学校前を経由して、鍋農協までの路線があります。二つ目に玉名合同庁舎から玉名駅、岱明総合支所の前の県道を通って長洲・荒尾まで行く路線があります。あとは国道 208 号線を通り、荒尾・四ツ山までの路線があります。国道 208 号線を通る路線は三系統あり、路線として 3 種類ですが、系統は 5 つあります。それぞれの路線ごとに市が出しているお金が、鍋農協までの路線で年間約 540 万円、県道を通る路線が約 178 万円、国道 208 号線を通る路線が 3 系統で 300 万円、合計で 1018 万円ほど支出しています。この 3 線につきましての平均乗車密度、言い換えると一回運行をするときに乗車人数が何人乗ってるかということですが、鍋農協の路線で 0.8 人、県道を走る路線で 1.7 人、国道を走る路線が 3 系統で平均で 2.6 人という非常に低い利用率になっています。とくに鍋農協に向かう路線については、一人にも至っていない状況です。そう

いったなかで市としては赤字が大きい路線について最近よく言いますデマンド方式やコミュニティバスなどの代替交通手段も含め、利用者や住民の方々の意見を聞きながら検討させていただいております。ちなみに、天水の方で以前路線バスがありましたが、負担金の増加により廃止になった路線があります。この路線は、天水の住民の方と熊本市の河内の住民の方がご利用になっていましたが、その後は天水河内みかんタクシーというデマンド型の乗り合いタクシー、事前に予約して乗車するタクシーですが、平成18年の12月から運行されています。この場合、年間バス路線に出していたお金が約600万円だったが、乗り合いタクシーにして現在200万円ほどの支出で運行が来ている状態です。ちなみに、月平均250人前後の利用者がいまして、大人料金で一回乗ると200円の負担になりますけども、年間では三千人を越える方が利用されています。これはひとつの地域の公共交通の手段としての成功例ではないかと思えます。今後市のほうで、住民の代表者や交通事業者で構成する玉名市の地域公共交通会議などがありますが、玉名・長洲・荒尾・南関など路線バスの通っている自治体で構成する中央バス対策ブロック協議会でそのあたりの協議をふまえて今後の予定としましては9月頃には新しい再編計画を策定して3月の新幹線開業に備えたいと思っております。今、バスに乗る機会が非常に少ないと思えますが、市としては高齢者の事故や免許証返納制度などもありますので、バスの利用促進に向け努力していきたいと思っております。路線を検討する上で、あまり激変させてしまいますと利用者が困りますので、現在の路線をベースにおきながらも特に利用が少ない路線については代替交通も視野におきながら検討していきたいと思っております。中身がつまってくれば地域協議会にもお話させていただくことがあると思えますので、今後ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

他に何かありませんか。ないようですので、これをもちまして協議会を閉会したいと思います。今日はどうもご苦勞様でした。

12 問い合わせ先

玉名市岱明総合支所総務振興課 TEL0968-57-1111 (内線 120)